

# 生活困窮者就労準備支援事業の概要

制度概要

就労準備支援事業とは

支援の流れ

支援のポイント

取組事例紹介

その他

## ● 1. 事業の趣旨

- 生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援。
- 実施主体は福祉事務所設置自治体。民間事業者への委託も可能。

## ● 2. 対象者について

- 最長で一年の計画的・集中的な支援により一般就労に就くことが可能であると見込まれるが、複合的な課題を抱え、「決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要である」「他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要である」「自尊感情や自己有用感を喪失している」「就労の意思が希薄である又は就労に関する能力が低い」等、ハローワークにおける職業紹介、職業訓練等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難な者。具体的には、自立相談支援機関におけるアセスメントの中で、一般就労に向けた準備が必要であると判断され、行政による支援決定を受けた者。
- 利用申込み時に 65 歳未満の者で、収入要件は生活保護基準とほぼ同様以下としつつ、資産要件は一定の資産保有を認める。

## ● 3. 支援の実施について

- 1 生活自立支援（定時通所の促し、生活習慣形成のための計画作成等）、2 社会自立支援（挨拶の励行など基本的コミュニケーション能力の形成、ボランティア活動への参加等）、3 就労自立支援（就労体験、模擬面接、履歴書の作成指導等）を実施。支援を行うに際し、「就労準備支援プログラム」を個人ごとに作成。
- 実施期間については、概ね次のとおり。
  - ・ 生活自立支援段階・社会自立支援段階からのスタート → 1 年以内
  - ・ 就労自立支援段階からのスタート → 6 ヶ月以内
- 実施方式については、通所方式や合宿方式等を想定。

## ● 4. 就労体験を実施する際の留意事項について

就労体験とは、事業所において、実習等の形態により軽易な作業に従事するものであり、雇用契約を伴わないもの。

- 実際の作業に当たっては、雇用型の就労や一般就労と明確に区分すること。
- 就労体験に労働基準関係法令が適用されるかどうかは、就労の状態によって個別判断であること。
- 事前に、確認書（就労体験の内容、条件等を示し、非雇用であることを確認するもの）により、利用者と就労準備支援事業者との間で認識を統一しておくこと。  
※なお、本人が確認書の内容に不満がある場合は、自立相談支援機関に相談できることとなっている。
- 工賃の支払いや安全衛生・災害補償面での配慮が望ましいこと。

## ● 5. 支援終了後の自立相談支援機関・ハローワーク等との連携について

- 就労準備支援事業者は、支援終了後、自立相談支援機関に状況を報告するとともに、対象者が一般就労に就くことができるよう、ハローワークを含む関係者と連携を図る。
- 支援終了後、なお一般就労に就くことが困難な者が就労訓練事業の利用を希望する場合には、円滑に就労訓練事業の利用が行われるよう、就労訓練事業所に当該者が重点的に改善すべき点について情報提供を行うなど必要な支援を行う。

“ 出典 平成28年度 就労準備支援事業従事者養成研修  
生活困窮者自立支援法と就労準備支援事業の基本的な考え方 本文より  
平成28年9月26日 厚生労働省 生活困窮者自立支援室 ”